

令和4年度第3回川口市社会福祉審議会児童福祉専門分科会

# 資料 1

第2期川口市子ども・子育て支援事業計画の  
中間見直しについて



# 第2期川口市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて

## 概要

第2期川口市子ども・子育て支援事業計画は令和2年度～令和6年度を計画期間としており、令和4年度が中間年となる。そのため本市の現状や国の制度改正を踏まえ、所要の見直しを行うもの。

## 中間見直しの方向性

### (1) 少子化及び生活様式の変容に伴うニーズの変化

計画策定時（令和元年度）に行った人口推計と比較して現在の子どもの人口が大幅に下回っていること、生活様式の変容と相まって保育施設の利用ニーズが計画値を下回っていることなどを考慮し、主に実績値をもとに令和5・6年度の量の見込みと提供体制の見直しを行う。（主に計画の第5章）

※新型コロナウイルス感染症の影響により今後の状況が十分に見通せないことから、令和5・6年度の子どもの人口推計の見直しは行わないこととするが、推計と比較して出生数が特に大きく下回っていることから、妊娠・出産期に利用される事業については、実績値を基に必要な見直しを行う。

### (2) 計画策定後の事業拡充・見直し

本計画の策定後に開始・拡充された事業を計画に位置付けるとともに、令和4年の児童福祉法改正により新たに規定された事業のうち、現時点で開始に向けた方向性が定まっている事業を計画に位置付ける。

（主に計画の第3・4・6章）

## 見直し後の計画施行日

令和5年4月1日（予定）

# 主な見直し事項①

## 計画冒頭

資料2のP1

- ・計画冒頭の「あいさつ」の後に、今回の中間見直しの基本的な考え方を記載

## 第3章（計画の基本的な考え方）

現計画のP33・資料2のP2

- ・3「計画の体系」の目標2（1）「心身の健やかな成長の支援」の施策及び「重点項目」として、「ヤングケアラーへの支援の充実」を新たに追加【計画策定後の新規事業】

## 第4章（総合的な施策の展開）①

現計画のP43～45・資料2のP3

- ・目標1（2）①「子育ての喜びを支える相談支援の充実（育児不安の軽減）」に、「産後ケア事業」を新たに追加【計画策定後の新規事業】（他ページにて再掲あり）

### 事業概要

出産後1年以内の母子に対して、宿泊型、通所型、居宅訪問型（早期型・一般型）の心身のケアや育児のサポートを行うもの

## 第4章（総合的な施策の展開）②

現計画のP43～45・資料2のP4

- ・目標1（2）①「子育ての喜びを支える相談支援の充実（育児不安の軽減）」に、「子育て世帯訪問支援事業」を新たに追加【計画策定後の新規事業（令和4年児童福祉法改正対応）】（他ページにて再掲あり）

### 事業概要

家事・育児に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭が抱える不安の解消を図るもの

## 主な見直し事項②

### 第4章（総合的な施策の展開）③

現計画のP43～45・資料2のP4

- ・目標1（2）①「子育ての喜びを支える相談支援の充実（育児不安の軽減）」に、「出産・子育て応援事業」を新たに追加【計画策定後の新規事業】（他ページにて再掲あり）

#### 事業概要

孤立感、不安感を抱く妊婦・子育て家庭を支援するため、経済的支援と併せ、妊娠中から妊産婦に寄り添い、出産・子育て期まで一貫して身近で相談に応じ、必要な支援につなぐ伴走型相談支援事業を実施するもの

### 第4章（総合的な施策の展開）④

現計画のP46～47・資料2のP5

- ・目標1（2）③「子育て家庭の経済的支援」に掲載されていた「赤ちゃんにっこり応援金」の事業名を「赤ちゃんにっこり応援事業」に変更し、事業概要を見直し【計画策定後の拡充事業】（他ページにて再掲あり）

#### 事業概要

1歳未満の乳児を養育する保護者に対し、所得制限なく「赤ちゃんにっこり応援金」を支給するもの

## 主な見直し事項③

### 第4章（総合的な施策の展開）⑤

現計画のP48・資料2のP6～7

- ・目標2（1）「心身の健やかな成長の支援」に、ヤングケアラーへの支援に取り組むことを明記
- ・目標2（1）③「ヤングケアラーへの支援の充実」のための事業として、「ヤングケアラー相談専用ダイヤル」、「子育て世帯訪問支援事業（再掲）」、「ヤングケアラー支援金事業」の3事業を新たに追加【計画策定後の新規事業】

#### ヤングケアラー相談専用ダイヤル

ヤングケアラー本人やその家族、関係機関からの相談に、ヤングケアラー・コーディネーターが対応するもの

#### ヤングケアラー支援金事業

経済的負担を抱えるヤングケアラーに対し、支援金を支給するもの

### 第4章（総合的な施策の展開）⑥

現計画のP61～63・資料2のP8

- ・目標3（2）①「子育て家庭の状況に応じた支援」に、「養育費確保支援事業」を新たに追加【計画策定後の新規事業】（他ページにて再掲あり）

#### 事業概要

養育費の取り決めについて、公正証書等を作成した場合や保証会社と保証契約を締結した場合に補助金を交付するもの

### 第4章（総合的な施策の展開）⑦

現計画のP69・資料2のP9～10

- ・（2）「公立保育所のあり方の検討」について、「公立保育所のあり方に関する基本方針」の策定が完了したことを受け、記載を一部変更
- ・（5）「ヤングケアラーへの支援の充実」を新たに追加

## 主な見直し事項④

### 第5章（量の見込みと提供体制）

#### 現計画のP84～104・資料3

・教育・保育及び地域子育て支援事業の「量の見込みと提供体制」について、以下のように見直しを行う。

#### 教育・保育

#### 資料3のP1～3

利用申込児童数が計画値と比較して下回っていることを受け、実績値をもとに量の見込みと提供体制を見直すもの

#### 延長保育事業

#### 資料3のP4

利用実績をもとに量の見込みと提供体制を見直すもの

#### 一時預かり事業

#### 資料3のP5～7

幼稚園・認定こども園での一時預かりについて、利用実績をもとに量の見込みと提供体制を見直すもの  
子どものトワイライトステイ事業について、現計画より早期に事業実施施設を確保したことから、提供体制の見直すもの

#### 子育て短期支援事業

#### 資料3のP8

各地区の量の見込みを令和3年度からの利用実績に応じて見直すとともに、提供体制を実績に合わせて見直すもの

#### 利用者支援事業

#### 資料3のP9

母子保健型について、令和5年度から各保健ステーションで実施する予定であることから、量の見込みと提供体制を見直すもの

#### 乳児家庭全戸訪問事業

#### 資料3のP10

出生数が減少していることから、実際の出生数に基づき、量の見込みと提供体制を見直すもの

## 主な見直し事項⑤

### 養育支援訪問事業

#### 資料3のP11

令和2年度から令和3年度までに実施した「専門的相談支援」の実数により、量の見込みを見直すとともに、支援を必要とされた家庭全てに対して支援を行うため、提供体制を見直すもの

### 妊婦健康診査

#### 資料3のP12

妊娠届出数が減少していることから、実際の妊娠届出数に基づき、量の見込みと提供体制を見直すもの

### 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

#### 資料3のP13

事業名を国の事業実施要綱に合わせて変更するとともに、「地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業」を新たに計画に位置付けるもの

### 子育て世帯訪問支援事業／親子関係形成支援事業

#### 資料3のP13

令和4年の児童福祉法改正により新たに規定された事業のうち、現時点で開始に向けた方向性が定まっている事業を計画に位置付けるもの

※量の見込みと提供体制については今回の中間見直しでは示さず、今後、事業の詳細を検討する中で示すこととする。

## 第6章（子どもの貧困対策の推進）

### 現計画のP127・資料2のP11

- ・目標3①「就労に向けた支援」の施策に、「母子・父子自立支援プログラム策定事業」を新たに追加【計画策定後の新規事業】

### 事業概要

児童扶養手当受給者の個々の状況やニーズに対応した自立支援プログラムを策定し、就業や自立に向けた支援を行うもの